

※※第		号	
※ 受付年月日	令和	年	月 日
児童扶養手当 資格喪失届			
(フリガナ)	生年月日		証書番号
氏名	昭和 平成		第 -00号
住所	〒 - TEL ()		
受給資格がなくなった理由	イ ロ () ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ ワ カ () ヨ () タ () レ		
理由が発生した日	令和	年	月 日
<p>上記のとおり、児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">益田市長 様</p>			
※※ 通知	令和	年	月 日 第 号

◎ 諸注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

児童扶養手当 資格喪失届（諸注意）

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んで下さい。
なお、ロ、カ又はタを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ)から(ツ)までの文字でかっこ内に記入してください。また、ヨを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヨに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかっこ内に記入してください。
イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
ロ 手当を受けている人が次の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。
(イ) 国民年金（老齢福祉年金を除く） (ロ) 厚生年金保険の年金
(ハ) 船員保険の年金 (ニ) 恩給
(ホ) 国家公務員共済組合の年金 (ヘ) 条例による地方公務員の年金
(ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合または旧市町村職員共済組合の年金
(チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金
(リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金
(ヌ) 国会議員互助年金
(ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金
(ヲ) 執行官の恩給
(ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金
(カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金または給与金
(ヨ) 未帰還者の留守家族手当または特別手当
(タ) 労働者災害補償保険の年金
(レ) 国家公務員災害補償制度の年金
(ソ) 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償制度の年金
(ツ) 地方公務員災害補償制度の年金
ハ 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。
ニ 児童が手当を受けている父に監護されなくなり、又は生計を同じくしなくなった。
ホ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
ヘ 児童が死亡した。
ト 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
チ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
リ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令（以下「令」といいます。）別表第1に定める程度の障害の状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
ヌ 母の監護を受けている場合若しくは養育者の養育を受けている場合であって、児童が父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同様。）と生計を同じくするようになった。
ル 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、母と生計を同じくするようになった。
ヲ 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）等により、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同様。）に養育されるようになった。
ワ 父が婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。
カ 児童が父または母の死亡によって支給されるロの(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。
ヨ 児童または手当を受けている人が、児童の父または母の死亡によって支給される次の(1)から(8)までのいずれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。
(1) 労働基準法による遺族補償
(2) 国会職員法による災害補償
(3) 船員法による遺族手当
(4) 災害救助法による遺族扶助金
(5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償
(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付
(7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付
(8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付
タ 母若しくは養育者が受給者である場合であって、児童が父に支給されるロの(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となった又は父が受給者である場合であって、児童が母に支給されるロの(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象になった。
レ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
(イ) 父母が婚姻を解消した児童
(ロ) 父又は母が死亡した児童
(ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
(ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
(ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
(ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
(ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
(チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童
- 2 手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡の届書を出してもらうことになります。